

令和4年第4回隠岐の島町議会定例会会議録

招集年月日 令和4年 12月8日
招集場所 隠岐の島町下西78番地2 隠岐の島町役場
開会(開議) 令和4年 12月8日(木) 9時30分 宣告

会議録署名議員の氏名 10番 池田 賢治 議員 13番 石田 茂春 議員

1. 出席議員

1番 岡田 智子	7番 村上 謙武	13番 石田 茂春
2番 牧野 牧子	8番 菊地 政文	14番 高宮 陽一
3番 藤野 定幸	9番 西尾 幸太郎	15番 米澤 壽重
4番 齋藤 則子	10番 池田 賢治	16番 池田 信博
5番 田中 一隆	11番 安部 大助	
6番 大江 寿	12番 前田 芳樹	

1. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

町 長	池田 高世偉	地域振興課長	宇野 慎一
副町長	大庭 孝久	上下水道課長	村上 和久
教育長	野津 浩一	建設課長	田中文男
代表監査委員	嶽野 正弘	施設管理課長	増本 直行
総務課長	佐々木 千明	危機管理室長	齋藤 和幸
会計管理者	濱田 勉	水産振興室長	橋本 博志
財政課長	石田 寛弥	都市計画課長	石田 傑
税務課長	金井 和昭	総務学校教育課長	吉田 隆
町民課長	井崎 理恵子	社会教育課長	中村 恒一
保健福祉課長	野津 千秋	布施支所長	山根 淳
住民福祉担当課長	広江 和彦	五箇支所長	藤野 一
環境課長	原 秀人	都万支所長	砂本 進
商工観光課長	鳥井 登	中出張所長	茶山 宏
農林水産課長	河北 尚夫	中央公民館長	金坂 賢一

1. 職務のため本会議に出席した者の氏名

議会事務局長 村上克樹

事務局長補佐 山本幸子

1. 町長提出議案の題目

議 第 83 号 令和4年度隠岐の島町一般会計補正予算（第5号）

議 第 84 号 令和4年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）

議 第 85 号 令和4年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定（中村診療所）特別会計補正
予算（第2号）

議 第 86 号 令和4年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定（五箇診療所）特別会計補正
予算（第2号）

議 第 87 号 令和4年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定（都万診療所）特別会計補正
予算（第2号）

議 第 88 号 令和4年度隠岐の島町下水道事業特別会計補正予算（第4号）

議 第 89 号 令和4年度隠岐の島町訪問看護事業特別会計補正予算（第3号）

議 第 90 号 令和4年度隠岐の島町布施へき地診療施設事業特別会計補正予算（第1号）

議 第 91 号 令和4年度隠岐の島町五箇へき地診療施設事業特別会計補正予算（第1号）

議 第 92 号 令和4年度隠岐の島町中財産区特別会計補正予算（第1号）

議 第 93 号 令和4年度隠岐の島町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第2号）

議 第 94 号 令和4年度隠岐の島町上水道事業会計補正予算（第2号）

議 第 95 号 隠岐の島町地区集会施設設置及び管理条例の一部を改正する条例

議 第 96 号 隠岐の島町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例
の一部を改正する条例

議 第 97 号 隠岐の島町都市計画審議会条例の一部を改正する条例

議 第 98 号 隠岐の島町議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公営に関する条例
の一部を改正する条例

議 第 99 号 隠岐の島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議 第 100 号 隠岐の島町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改
正する条例

議 第 101 号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関す
る条例

- 議 第 102 号 隠岐の島町職員の高齢者部分休業に関する条例
- 議 第 103 号 公有水面埋め立てに係る意見について
- 議 第 104 号 町道路線の認定、変更、廃止について
- 議 第 105 号 工事請負変更契約の締結について〔林道横尾北山線災害復旧工事〕
- 議 第 106 号 工事請負変更契約の締結について〔公共下水道管路布設（2号幹線その9）工事〕
- 議 第 107 号 工事請負変更契約の締結について〔公共下水道管路布設（有木8工区）工事〕
- 議 第 108 号 損害賠償の額を定め和解することについて
- 議 第 109 号 訴え提起前の和解（即決和解）について
- 議 第 110 号 指定管理者の指定について〔隠岐の島町交流宿泊施設〕
- 議 第 111 号 指定管理者の指定について〔隠岐の島町宿泊研修施設及び隠岐の島町簡易宿泊施設〕
- 議 第 112 号 指定管理者の指定について〔隠岐の島町滞在型宿泊施設及び隠岐の島町コミュニティ・アイランド施設〕
- 議 第 113 号 指定管理者の指定について〔隠岐ユネスコ世界ジオパーク中核・拠点施設〕
- 議 第 114 号 指定管理者の指定について〔隠岐の島町隠岐島石油類備蓄施設〕

議事の経過

○議長（池田 信 博）

ただ今から、令和4年第4回隠岐の島町議会定例会を開会いたします。

（ 開 議 宣 告 9 時 3 0 分 ）

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日 程 第 1. 会議録署名議員の指名

「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、隠岐の島町議会会議規則第125条の規定により10番：池田 賢治 議員、13番：石田 茂春 議員を指名します。

日 程 第 2. 会期決定の件

「会期決定の件」を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月16日までの9日間にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」 の声を確認)

「異議なし」と認めます。

したがって、会期は本日から12月16日までの9日間に決定いたしました。

日 程 第 3. 諸 般 の 報 告

「諸般の報告」を行います。

去る、令和4年第3回定例会以降の議会に関する行事、会議等は、お手元に配付いたしました資料のとおりであります。

主なるものをご報告申し上げます。

10月12日に「島根県町村議会議長会主催による全議員研修会」が松江市において開催され、隠岐の島町議会から14名の議員が出席いたしました。

研修では、お二人の方から講演があり、最初に総務省統計局・^{ながふじ}長藤研究官から「データの利活用による地域の課題の解決」について講演がなされ、災害発生状況やマーケティングによる、普段とは違った視点からの課題分析や解決の方法など参考になる内容でありました。

続いて、政治アナリストの^{いとうあつお}伊藤惇夫氏から「これからの政局の行方について」と題し、実体験をもとに講演があり、興味深く拝聴いたしました。

次に、11月8日に「第40回離島振興市町村議会議長全国大会」が東京都内で開催されました。

本大会においては、議長団に指名され、議事進行に務めてまいりました。

出席された各市町村議長のご協力により、交通・通信などのインフラの整備や医療体制の充実、災害対策の強化や安全確保など12の項目におよぶ離島地域の振興に対する要望及び、離島振興法の改正・延長、に関する要望について満場の賛同を得て決定いたしました。

翌9日には、「第66回町村議会議長全国大会」が開催されました。

都市と農山漁村が共生する持続可能な社会の確立と、町村の実情に応じた行政サービスの持続的な提供等に関し、一致結束して果敢に行動する旨の宣言の後、令和5年度国の予算編成及び施策に関する28項目におよぶ要望と、9項目の地区要望に対する決議、地方自治法の改正、新型コロナウイルス感染症対策、及び、大規模自然災害対策等に関する3件

の特別決議、並びに新型コロナウイルス感染症対策及び経済対策に関する特別要望に対する決議が満場の賛同を得て決定いたしました。

併せて、豪雪地帯に対する8項目の要望決議についても決定をいたしました。

11月10日には、「東京都昭島市議会」より「自由民主党市議団」8名の議員による行政視察があり、「隠岐の島木質バイオマスセンター」、「久見竹島資料館」を視察されました。視察に先立って庁舎をご見学いただいた際には、地元木材が使用されていることに大変関心をもたれていらっしゃいました。

最後に12月4日に隠岐の島町婦人会が中心となり開催された「今こそ元気に生きようフェスティバル」に本議会からも10名の有志が参加いたしました。

コロナ禍のこともあり、以前の「素人余芸大会」を縮小、制限を設けたイベントでしたが、ご覧になった皆さんからは、「大変喜ばしいこと」との声をいただきました。

これをきっかけに町民の皆さんが元気になり、隠岐の島町に新型コロナウイルス発生前の活気が戻ることを祈念します。

議員有志のみなさん、また、課長会及び職員組合から参加された有志の皆さんには、練習から本番と大変おつかれさまでした。

以上、ご報告いたしました会議等の関係資料は事務局に保管してありますので、必要に応じご覧いただきたいと思っております。

以上で、「諸般の報告」を終わります。

日 程 第 4 . 行 政 報 告

「行政報告」を行います。

番外：池田町長

○番外（ 町長 池 田 高 世 偉 ）

おはようございます。

「令和4年第4回隠岐の島町議会定例会」の開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

12月に入り、朝晩の冷え込みが一段と厳しくなってきましたが、議員各位には、益々ご壮健のご様子、先ずもってお慶び申し上げます。

本日は、令和4年第4回隠岐の島町議会定例会を招集させていただきましたところ、ご多忙にも関わりませぬご出席をいただきありがとうございます。

本議会には、令和4年度一般会計及び特別会計の補正予算、条例の一部改正並びに指定

管理者の指定など 32 件の諸議案をご提案させていただいております。

どうか、十分なるご審議をいただきますとともに、私ども執行部に適切にご指導を賜りますよう、何とぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、9 月に開催をいたしました「令和 4 年第 3 回隠岐の島町議会定例会」以降の主な事項につきまして、ご報告いたします。

最初に改正離島振興法の成立について、ご報告申し上げます。

ご案内のとおり、現在開会中の「第 210 回臨時国会」におきまして、改正離島振興法が成立いたしました。法律の成立に至るまでの間、島根県選出の国会議員の皆様をはじめ、多くの方々にご尽力いただきましたことに対し、心より感謝を申し上げます。

新法では、離島における安全で安心な島民の生活を確保するため、「遠隔医療の実施等を通じた医療の充実」や「高度情報通信ネットワークの充実」等が、特別の配慮規定として追加されております。また、「再生可能エネルギーの活用」や「感染症発症時の住民生活の安定」等、時代に適合した新たな配慮規定も追加されております。

離島振興法の制定及び延長の趣旨を十分に理解し、より一層町民の皆様の生活の安定と福祉の向上が図られるよう、努めてまいり所存でございます。

次に「島根県総合防災訓練」について、ご報告申し上げます。

10 月 15 日から 16 日の日程で、本町では 9 年ぶりの開催となる島根県総合防災訓練が行われました。

10 月 15 日には、^{あとみ}跡見学園女子大学教授 ^{かぎやはじめ}鍵屋 一 教授をお招きし、「なぜ人は逃げ遅れるのか」と題し防災講演会を開催いたしました。

翌 16 日には、町内 9 会場において、関係機関 44 団体の参加のもと様々な訓練が実施されました。当日は地域でのイベントと重なったこともあり、参加者が若干少なかったことが残念ではありましたが、参加された町民の皆様をはじめ、職員にとっても有意義な訓練となったことと思います。

また、この訓練を通し、課題や反省点など多数の意見が寄せられていますので、今後の災害時の活動に役立ててまいりたいと考えております。

次に「都市交流事業」について、ご報告申し上げます。

コロナ禍にありまして、しばらく中止が続いておりました都市部での交流事業が 3 年ぶりに開催の運びとなり、10 月 23 日には「近畿島根県人会」、11 月 5 日には「東海島根県人会」の総会・懇親会へそれぞれ参加してまいりました。

会場には出郷者の皆様が一同に集い、久しぶりの再会に笑顔で会話も弾みました。アトラクションでは隠岐民謡も披露され、楽しい時を過ごすとともに故郷への熱い想いを確認し合う、とても有意義な場面となりました。

今後、出郷者の皆様方の益々のご健勝を祈念すると共に、引き続き、故郷発展のためのご支援ご協力をお願いさせていただいたところでございます。

次に「第25回全国闘牛サミット」の開催について、ご報告申し上げます。

10月22日から23日の日程で、愛媛県宇和島市におきまして「第25回全国闘牛サミット協議会総会」、「記念大会」が開催されました。

あいにく「近畿島根県人会」と日程が重なった為、大庭副町長が参加してまいりました。全国6県9市町から闘牛関係者が多数参加され「後継者不足対策」「闘牛振興のための取組」など活発に意見交換がされました。

会議の最後には、「伝統文化の相互連携」「次世代への継承」「伝統資源を活かした地域活性」の3本柱からなるサミット宣言が決議され、今後益々の発展を確認いたしました。

また、記念大会では隠岐の島町出身の突き牛が5頭出場し、久しぶりの勇姿に本町から参加された全隠岐牛突き連合会の皆さんも大変喜んでおられ、改めて相互交流の大切さが実感された、とても充実した大会となりました。

全隠岐牛突き連合会関係者の皆様方には、多くのご協力をいただき、心から感謝申し上げます。

最後に、「隠岐の牛突きの習俗」の重要無形民俗文化財指定に関する要望活動について、ご報告申し上げます。

11月29日、文化庁を始め、島根県選出の国会議員等の関係者の皆様に対しまして、「隠岐の牛突きの習俗」の重要無形民俗文化財指定に関する要望活動を行ってまいりました。

この「隠岐の牛突きの習俗」につきましては、平成29年度に現状をまとめた「民俗文化財調査報告書」を作成し、文化庁へ提出したところであります。その後、島根県の無形民俗文化財の指定を受けておりますが、現在まで国の重要無形民俗文化財の指定には至っておりません。

このことから、承久年間の後鳥羽上皇隠岐配流の際に始まったともいわれる「隠岐の牛突きの習俗」は、その歴史や習俗から他の地域にも勝るとも劣らない隠岐の伝統文化であることをお伝えするとともに、早期に国の重要無形民俗文化財に指定されることをお願いしたところであります。

今後も、「隠岐の牛突きの習俗」の重要無形民俗文化財の指定に向けた取り組みを推進してまいりたいと考えておりますので、ご協力をお願いいたします。

以上、主な事項につきましてご報告申し上げましたが、9月の定例会以降、私の出席いたしました会議や諸行事の詳細につきましては、後に掲載いたしておりますので、ご参照いただきたいと思います

○議長（池田信博）

以上で、「行政報告」終わります。

日 程 第 5. 町長提出議案の上程

「町長提出議案の上程」を行います。

お手元に配付のとおり、町長提出議案の議第83号「令和4年度隠岐の島町一般会計補正予算（第5号）」についてから議第114号「指定管理者の指定について〔隠岐の島町隠岐島石油類備蓄施設〕」までの32件を一括して議題といたします。

日 程 第 6. 提案理由の説明

「提案理由の説明」を行います。

ただ今、議題となりました32件の議案について、提出者から「提案理由の説明」を求めます。

番外：池田町長

○番外（町長池田高世偉）

本日提案いたしました諸議案について、ご説明申し上げます。

はじめに、議第83号から議第94号までの12件につきましては、令和4年度一般会計及び特別会計並びに上水道事業会計の補正予算に関する議案であります。

まず、議第83号の「令和4年度隠岐の島町一般会計補正予算（第5号）」についてであります。歳入歳出予算の補正額は1億2,537万2,000円の追加でありまして、補正後の予算額を194億130万8,000円とするものであります。

補正の主な内容は、障がい者福祉サービス事業、商工業振興事業、特産品流通推進事業、森林病虫害等防除事業、林業振興事業などに要する経費、及び診療所などの特別会計繰出金を計上しております。

併せまして、「債務負担行為補正」及び「地方債補正」を行うものであります。

次に、議第84号の「令和4年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）」についてであります。歳入歳出予算の補正額は53万6,000円の追加でありまし

て、補正後の予算額を 20 億 2,363 万 8,000 円とするものであります。

補正の内容は、人件費の増額であります。

次に、議第 85 号の「令和 4 年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定（中村診療所）特別会計補正予算（第 2 号）」についてであります。歳入歳出予算の補正額は 141 万 7,000 円の追加でありまして、補正後の予算額を 1 億 55 万円とするものであります。

補正の内容は、人件費、及びマイナンバーカードによる健康保険証の資格確認機器導入経費の増額であります。

次に、議第 86 号の「令和 4 年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定（五箇診療所）特別会計補正予算（第 2 号）」についてであります。歳入歳出予算の補正額は 106 万 5,000 円の追加でありまして、補正後の予算額を 1 億 2,679 万 5,000 円とするものであります。

補正の内容は、人件費、及びマイナンバーカードによる健康保険証の資格確認機器導入経費の増額であります。

次に、議第 87 号の「令和 4 年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定（都万診療所）特別会計補正予算（第 2 号）」についてであります。歳入歳出予算の補正額は 264 万 4,000 円の追加でありまして、補正後の予算額を 1 億 2,062 万 8,000 円とするものであります。

補正の内容は、人件費、及びマイナンバーカードによる健康保険証の資格確認機器導入経費の増額であります。

次に、議第 88 号の「令和 4 年度隠岐の島町下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）」についてであります。歳入歳出予算の補正額は 2,222 万 5,000 円の追加でありまして、補正後の予算額を 16 億 3,305 万 2,000 円とするものであります。

補正の主な内容は、電気料金の高騰による施設管理費、及び中村漁業集落排水の普及促進を図ったことによる工事請負費の増額であります。

併せまして、「繰越明許費」の設定、及び「債務負担行為補正」、「地方債補正」を行うものであります。

次に、議第 89 号の「令和 4 年度隠岐の島町訪問看護事業特別会計補正予算（第 3 号）」についてであります。歳入歳出予算の補正額は 71 万 1,000 円の追加でありまして、補正後の予算額を 2,557 万 4,000 円とするものであります。

補正の内容は、人件費の増額であります。

次に、議第 90 号の「令和 4 年度隠岐の島町布施へき地診療施設事業特別会計補正予算（第 1 号）」についてであります。歳入歳出予算の補正額は 50 万 9,000 円の追加でありまし

て、補正後の予算額を4,350万9,000円とするものであります。

補正の内容は、マイナンバーカードによる健康保険証の資格確認機器導入経費の増額であります。

次に、議第91号の「令和4年度隠岐の島町五箇へき地診療施設事業特別会計補正予算(第1号)」についてであります。歳入歳出予算の補正額は50万9,000円の追加でありまして、補正後の予算額を900万9,000円とするものであります。

補正の内容は、マイナンバーカードによる健康保険証の資格確認機器導入経費の増額であります。

次に、議第92号の「令和4年度隠岐の島町中財産区特別会計補正予算(第1号)」についてであります。歳入歳出予算の補正額は1,380万1,000円の追加でありまして、補正後の予算額を1,440万1,000円とするものであります。

補正の内容は、前年度繰越金を中財産区基金に積み立てるものであります。

次に、議第93号の「令和4年度隠岐の島町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算(第2号)」についてであります。歳入歳出予算の補正額は394万3,000円の減額でありまして、補正後の予算額を4億2,111万9,000円とするものであります。

補正の内容は、島根県後期高齢者医療広域連合に納付いたします療養給付費負担金等の額確定に伴う減額であります。

次に、議第94号の「令和4年度隠岐の島町上水道事業会計補正予算(第2号)」についてであります。収益的予算の補正額は、収益的支出において50万5,000円の追加でありまして、補正後の予算額を5億7,093万7,000円とするものであります。

補正の主な内容は、給与改定による職員給与費の増額であります。

また、資本的予算の補正額は、資本的収入において830万円の追加でありまして、補正後の予算額を2億4,058万円とするものであります。

補正の内容は出資金の増額であります。

また、資本的支出においては8万4,000円の追加でありまして、補正後の予算額を4億7,018万9,000円とするものであります。

補正の内容は、給与改定による職員給与費の増額であります。

続きまして、議第95号から議第102号までの8件につきましては、条例の一部改正及び制定に関する議案であります。

まず、議第95号の「隠岐の島町地区集会施設設置及び管理条例の一部を改正する条例」

についてであります。本年度末に完成予定の船原集会所につきまして、適正に管理を行うため、所要の改正を行うものであります。

次に、議第 96 号の「隠岐の島町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。根拠法令である国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の改正に際し、投票管理者等の報酬額の改定に迅速に対応するため、所要の改正を行うものであります。

次に、議第 97 号の「隠岐の島町都市計画審議会条例の一部を改正する条例」についてであります。本年度の組織再編に伴う課名変更により、所要の改正を行うものであります。

次に、議第 98 号の「隠岐の島町議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。公職選挙法の一部改正に伴い、選挙運動に係る自動車の使用等に関し、公費負担の限度額を改定するため、所要の改正を行うものであります。

次に、議第 99 号の「隠岐の島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。人事院勧告及び人事委員会勧告等を参考とし、給料表の改定及び勤勉手当の支給率の改正を行うものであります。

次に、議第 100 号の「隠岐の島町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。正規職員の給料表の改定に伴い改正を行うものであります。

次に、議第 101 号の「地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例」についてであります。地方公務員法の一部改正に伴い、来年 4 月より地方公務員の定年が 65 歳まで引き上げられるため、「隠岐の島町職員の定年等に関する条例」の役職定年制に関する規程の制定のほか、関係する条例につきまして一括して所要の改正を行うため、制定するものであります。

次に、議第 102 号の「隠岐の島町職員の高齢者部分休業に関する条例」についてであります。地方公務員法第 26 条の 3 の規定に基づき、高年齢として条例で定める年齢に達した職員の多様な働き方の推進に資するため、高齢者部分休業制度を設けるものであります。

続きまして、議第 103 号の「公有水面埋立てに係る意見について」であります。西郷港小田地区地先において、島根県が実施いたします西郷港小田地区港整備事業に伴い公有水面を埋立てる必要が生じたため、本町の意見を述べるにあたり、議会の議決を求めるものであります。

次に、議第 104 号の「町道路線の認定、変更、廃止について」であります。認定する路線につきましては、道路整備事業等により新たに 3 路線を認定するものであります。

また、変更する路線及び廃止する路線であります。道路改良工事に伴い 2 路線を変更、1 路線を廃止するものであります。

続きまして、議第 105 号から議第 107 号の 3 件につきましては、工事請負変更契約の締結に関する議案であります。

まず、議第 105 号の「工事請負変更契約の締結について〔林道横尾北山線災害復旧工事〕」についてであります。現地精査による法面工の増などにより、工事費を増額する必要性が生じたので、工事請負変更契約を締結いたしたく、議決を求めるものであります。

次に、議第 106 号の「工事請負変更契約の締結について〔公共下水道管路布設（2 号幹線その 9）工事〕」についてであります。土質が砂質土であったため、掘削影響範囲が広がったことに伴い、舗装数量が増加したこと及び、交通量が多く、当初想定よりも多くの交通誘導員が必要となったことなどにより、工事費を増額する必要性が生じたので、工事請負変更契約を締結いたしたく、議決を求めるものであります。

次に、議第 107 号の「工事請負変更契約の締結について〔公共下水道管路布設（有木 8 工区）工事〕」についてであります。管路保護のため未舗装道路の舗装を追加したことなどにより、工事費を増額する必要性が生じたので、工事請負変更契約を締結いたしたく、議決を求めるものであります。

続きまして、議第 108 号の「損害賠償の額を定め和解することについて」であります。去る 8 月 24 日、広域農道有木線において、本町職員が除草作業を行っていたところ、刈払い機の使用中に発生した跳石が、付近を走行していた車両に接触し、フロントガラスの一部を損傷させたことにより、車両の所有者に対して損害賠償の額を定め和解する必要性が生じたので、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号及び第 13 号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議第 109 号の「訴え提起前の和解（即決和解）について」であります。公営住宅使用料の滞納に関し、滞納者が分割納付誓約書を提出するも、誓約不履行が続いていることから、司法上の和解により解決を図るため、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

続きまして、議第 110 号から議第 114 号までの 5 件につきましては、指定管理者の指定に関する議案でありまして、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を

求めるものであります。

まず、議第 110 号の「指定管理者の指定について〔隠岐の島町交流宿泊施設（国民保養センター羽衣荘）〕についてであります。管理運営を指定管理者に行わせることとし公募したところ、2 団体から応募がありましたので、「隠岐の島町公の施設に係る指定管理者の候補者選定委員会」を開催し、提案書に基づくヒアリング等を実施した結果、当該団体において適正な管理が見込めると判断し、当該施設の指定管理者の候補者として選定いたしました。

次に、議第 111 号の「指定管理者の指定について〔隠岐の島町宿泊研修施設（ホテル海音里）及び隠岐の島町簡易宿泊施設（深浦ログハウス）〕」、議第 112 号の「指定管理者の指定について〔隠岐の島町滞在型宿泊施設（ロッジおくつど）及び隠岐の島町コミュニティ・アイランド施設〕」についてであります。公募したところ、それぞれ 1 団体から応募があり、申請内容等を審査した結果、当該団体において適正な管理が見込めることから、当該施設の指定管理者の候補者として選定いたしました。

次に、議第 113 号の「指定管理者の指定について〔隠岐ユネスコ世界ジオパーク中核・拠点施設〕」及び議第 114 号の「指定管理者の指定について〔隠岐の島町隠岐島石油類備蓄施設〕」についてであります。隠岐の島町公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例第 5 条の規定に基づき、非公募により当該施設の指定管理者の候補者として選定いたしました。

以上、32 件の諸議案につきましてご説明申し上げましたが、何とぞ慎重ご審議の上、適切なご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（池田信博）

以上で、「提案理由の説明」を終わります。

ここで、議案審議の便宜上、本会議を休憩し、全員協議会を開きます。

（ 本会議休憩宣告 10時08分 ）

（ 全員協議会開会宣告 10時08分 ）

全員協議会を閉じ、本会議を再開します。

（ 全員協議会閉会宣告 10時53分 ）

（ 本会議再開宣告 10時53分 ）

日 程 第 7. 休会について

「休会について」を議題といたします。

お諮りします。

明日12月9日は委員会開催のため、本会議を休会にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声を確認)

「異議なし」と認め、そのように決定いたしました。

次の本会議は、12月12日に開き「一般質問」を行います。

以上で、本日の議事日程は、全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

(散 会 宣 告 10時53分)

以 下 余 白